

〇みさっきービジネスプランコンテスト2025実施要領

1. 目的

本コンテストは、岬町内での創業を希望される方を応援するプロジェクトです。

2. 募集対象

応募要件を満たす法人または個人が対象です。町内在住、本店所在等は問いません。**ただし、岬町創業支援事業補助金の申請にあたっては、個人の方は町内居住、法人は岬町に本店所在地を置くことが要件となっています。**法人の場合は、その代表者となる予定の個人が応募してください。

3. 応募要件

〇応募事業（ビジネスプラン）について

事業所を岬町内に置き町内で展開する事業で、**応募者自らが実際に行う又は行った事業。**

既存事業者による二次創業や、**町外で既に事業を営んでいる個人・法人が新たに店舗などを構え、事業を開始する場合も可。**既に岬町での創業を開始している場合は、昨年度（令和6年4月1日）以降に事業化した事業に限ります。また、以下の「応募に当たっての注意」を必ずご確認の上、応募してください。

〇応募に当たっての注意

- ・公序良俗に反せず、社会性を持った事業に限ります。
- ・**応募者とは違う法人または個人や町など公共機関が行う又は行った事業での応募は出来ません。**
- ・**過去に当ビジネスプランコンテストや他コンテストに応募された事業でも、応募可能です。ただし、当ビジネスプランコンテストに入賞した事業、入賞された法人または個人による応募は出来ません。**

4. 応募方法

参加申込書（企画書）を岬町まちづくり戦略室企画地方創生担当まで、メール・郵送・持参してください。

5. 募集締切

令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月30日（火）午後5時まで（必着）。

6. 入賞者特典

審査の結果、最優秀賞受賞者（１名）には１０万円。優秀賞受賞者（１名）には５万円を授与します。ただし、過去に他市町村が実施するビジネスプランコンテストにおいて入賞した事業が、当ビジネスプランコンテストで入賞した場合は、入賞者特典を授与しないものとします。

また、当ビジネスプランコンテストにおいて４位以内に入賞された場合は、岬町創業支援事業補助金の交付要件の１つを満たすことができます。

なお、岬町創業支援事業補助金の補助対象者として、「**前年度から翌年度中に創業を行った又は行う予定の者**」で、かつ、補助金の交付申請を今年度中に行うことができる者」と規定されているため、**入賞された場合でも、これらを含む他の要件を満たさない場合は補助対象となりません**の
でご注意ください。

詳細は岬町創業支援事業補助金交付要綱をご確認ください。

7. 注意事項

- (1) 参加申込書は返却いたしませんので、あらかじめコピーを取るなどして、控えを作成しておいてください。
- (2) コンテスト参加にかかる費用は全て参加者の負担とします。
- (3) 一次審査を通過したビジネスプランについては、「応募者名」「事業名」「事業概要」を公表する場合がありますのでご了承のうえ、ご応募ください。
- (4) 最終審査（プレゼンテーション）は公開で行います。知的財産権、特別なノウハウや秘密事項については、応募者自身の責任において法的保護を行うなどあらかじめ対処してください。
- (5) 本募集事項に違反する事実、アイデアの盗用その他不正があった応募や表彰については、審査対象外あるいは表彰取り消しとする場合があります。
- (6) 応募いただいた際に取得した個人情報、本コンテスト及び産業振興にかかる事務にのみ使用します。
- (7) 岬町暴力団等の排除に関する条例に抵触しないこととします。

8. スケジュール

令和7年	9月1日（月）	募集開始
令和7年	9月30日（火）	募集締切（17時まで）・書類審査
令和7年	10月下旬	最終選考者通知
令和7年	11月中旬～11月下旬	プレゼンテーション、最終選考会

9. 審査

岬町が任命した審査員が、「新規性・独創性」、「実現性」、「拡張性」、「熱意」などの視点から審査します。

(1) 一次審査（書類審査）

提出いただいた申込用紙で内容を審査します。

(2) 最終審査

公開で審査員に対してプレゼンテーションをしてもらいます。

(3) 審査員

株式会社池田泉州銀行
株式会社紀陽銀行
大阪泉州農業協同組合
株式会社日本政策金融公庫
岬町商工会
大阪府宅地建物取引業協会泉州支部
岬町